

3-5 公害防止に係る融資制度の概要（平成 30 年3月現在）

【農業近代化資金】（原則）

対象者	農業を営む者，農協・同連合会等
対象施設	家畜ふん尿処理施設，堆肥舎等
融資限度額	個人 1,800 万円 法人 3,600 万円（主業的農業法人又は準主業的農業法人の場合：2 億円） 任意団体（構成員 5 人以上）2 億円（構成員 5 人未満の場合：構成員数×1,800 万円）
融資率	80%（認定農業者特例 100%）
金利	問合せ先へ確認してください
償還期間	15 年（据置期間 3 年）以内 （認定農業者の場合：15 年（うち据置期間 7 年）以内） （認定新規就農者の場合：17 年（うち据置期間 5 年）以内）
問合せ先	JA, 銀行等（広島県と利子補給契約を締結している融資機関）

【畜産経営環境調和推進資金】

対象者	畜産業を営む個人・法人で，「処理高度化施設整備計画」について都道府県の認定を受けた者，農協等で「共同利用施設整備計画」について都道府県の認定を請けた者
対象施設	畜舎（家畜排せつ物処理施設を含む），たい肥舎及びこれに附帯する施設
融資限度額	負担額の 80% 以内又は次の額のいずれか低い方 （共同利用施設整備計画は負担額の 80% 以内） 個人 3,500 万円 法人 7,000 万円 [特認要件の場合]（家畜排せつ物の利用の促進に必要な施設の導入を図る計画等） 負担額の 90% 以内又は次の額のいずれか低い方 個人 1 億 2,000 万円 法人 4 億円
金利	問合せ先へ確認してください
償還期間	20 年以内（賃借料・利用料及び法人への出資は 15 年以内）（据置期間 3 年以内）
問合せ先	㈱日本政策金融公庫 広島支店